

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団孝和会が開設する介護老人保健施設能見台パトリア(以下「当施設」という。)において実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリテーション等」という)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、訪問リハビリテーション等の計画を立て、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることとする。
 - 3 介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 5 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
 - 6 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(事業所名称及び所在地)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設能見台パートリア
- (2) 所在地 神奈川県横浜市金沢区能見台東10番1号
- (3) 電話番号 045-790-5733 FAX 番号 045-790-5737
- (4) 管理者名 柳澤 和裕
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 能見台パートリア(1450880013号)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤兼務 1人)
管理者は、事業に携わる従業員の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師 1人 (常勤兼務 1人)
診療に基づき、訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)の作成に必要な利用者の病状等を把握する。また必要に応じて計画を作成する。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
1. 0人以上
訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)を作成し、指定訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日と祝日。ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(サービス提供日・提供時間)

第7条 サービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) サービス提供日
月曜日から土曜日と祝日ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く。
- (2) サービス提供時間
営業日の午前9時00分から午後5時00分

2. 前項の規定にかかわらず、時間外・休日のサービス提供は相談に応じる。

(事業の内容)

第8条 訪問リハビリテーション等は、医師の診療に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るた

め、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画、(介護予防訪問リハビリテーション計画)を作成するとともに、その主要な事項について利用者又はその家族に説明し同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

- 2 医師等の従事者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握するものとする。
- 3 当該計画の内容に従ったリハビリテーション等を実施し、その実施状況や評価を記録する。

(利用者負担の額)

第9条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し訪問リハビリテーション等のサービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された合計額を支払う義務を負う。この事業を提供した場合の別表1及び2に示す利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 利用者が当該サービスの利用をキャンセルした場合、キャンセルの連絡を受けた時間に応じて、別表3の額をキャンセル料として請求する場合がある。
- 3 第11条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、通常の実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、別紙4の額を徴収する。
- 4 キャンセル料及び実施地域を越えた交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文章で説明し同意を得て、署名(記名押印)を受ける。
- 5 利用者等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付す
- 6 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(支払い方法)

第10条 当施設は、毎月15日までに前月分の請求書を発行し、利用者もしくは保証人はその月の27日までに現金又は銀行振り込みにより支払うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

- ・ 横浜市金沢区
能見台東、能見台通、能見台、堀口、片吹、富岡西、富岡東3丁目～6丁目、並木、長

- 浜、西柴、柴町、金沢町、谷津町、釜利谷東、釜利谷西1丁目
- ・ 横浜市磯子区
- 氷取沢町

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講じることとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底すること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的で開催すること。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(介護保険等関連情報の活用)

第13条 当施設は、訪問リハビリテーション等のサービスの提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

2. 当施設は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じることとする。
- 3 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うこととする。
- 4 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第14条 従業者は、訪問リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときには、かかりつけ医及び管理者に連絡するものとする。

- 2 報告を受けた管理者は、従業者と連携し、かかりつけ医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に連絡をしなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあつては地域包括支援センター)等

に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う

(従業者の服務規律)

第16条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者や家族に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(従業者の質の確保)

第17条 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 当施設は、適切な訪問リハビリテーション等のサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じることとする。

(従業者の勤務条件)

第18条 従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団孝和会の就業規則による。

(従業者の健康管理)

第19条 従業者は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理等)

第20条 従業者の清潔の保持について、必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提

供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(苦情処理及び相談窓口)

第22条 訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 訪問リハビリテーション等に関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市区町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市区町村が実施する事業に協力するように努める。
- 5 苦情及び相談は当施設に直接申し出るほか、次の窓口でも受け付ける。
 - ・ 介護老人保健施設 能見台パトリア 訪問リハビリテーション事業所
電話番号 045-790-5733 FAX 番号 045-790-5737
 - ・ 金沢区役所 高齢・障害支援課 介護保険担当
電話番号 045-788-7868 FAX 番号 045-786-8872
 - ・ 横浜市福祉調整委員会事務局
電話番号 045-671-4045 FAX 番号 045-681-5457
 - ・ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課
電話番号 045-329-3447 FAX 番号 0570-033-110

(その他運営に関する重要事項)

第23条 運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 2 当施設は、前項に規定する事項を記載した書面を施設内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による刑事に変えることができるものとする。
- 3 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 当施設は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約書の内容に含むものとする。
- 5 当施設は、訪問リハビリテーション等に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日か

ら5年間は保存するものとする。

- 6 訪問リハビリテーション等に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団孝和会介護老人保健施設能見台パトリアの理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年10月1日より施行する。

この規程は、令和6年6月1日より施行する。